

第6回（仮称）越谷市自治基本条例に関する勉強会

テーマ:「市民を巻き込む方法について～自治基本条例制定に市民参画をすすめるため～」

4グループに分かれて、「まちづくりへの市民参加の現状」について、ワークショップ形式で皆さんに意見交換をしていただいた後、グループごとに発表を行いました。

その意見交換の内容やグループ発表の内容を踏まえて、「自治基本条例に市民を巻き込む方法(どうやって市民を参加させるか?)」について、全員で議論をしました。

意見交換をする上で、① 1人の持ち時間は3分間 ② 前の人の発言に対するコメント(批判はしない)を一言入れてから、自分の発言をする との2つのルールを決めました。

具体的な意見は下記のとおりです。

	発言内容
1	第3回勉強会において、平成20年4月に設置予定の「越谷市自治基本条例審議会」の人数や構成メンバー、公共的団体を入れる場合はどのような団体を入れるかについて意見交換をしていただいた。そのご意見を踏まえて、人数は30名以内・構成メンバーは学識経験者と公募市民とする「越谷市自治基本条例審議会設置条例(案)」を12月議会へ提案することになった。 越谷市の審議会は、学識経験者・公募市民・団体代表者で構成されているのが一般的だが、越谷市自治基本条例審議会設置条例(案)の構成メンバーには、団体代表者が入っていない。自治基本条例は、多くの市民を巻き込んで制定するべきであるという趣旨からすると、各種団体の協力は必要であり、どうやって各種団体の意向を集約し、自治基本条例につなげていくかが課題である。
2	各種団体の意向を踏まえて自治基本条例をつくるためには、行政が市民や各種団体に、自治基本条例に関する情報や市財政に関する問題などを正確に、しっかり伝えなければならない。特に市財政に関する問題では、耳障りのよい表現ではなく、非常に厳しい状況であり大変であるという実情をはっきり伝えるべきである。お金が欲しいということではなく、どこを削って、どうするべきかということを参画してもらう時に持ち寄ってもらうようにする。
3	勉強会の参加者が増えないのは、自治基本条例のことを知らない市民が多いからではないか。(6回開催＝平均参加者数 33.6名) 参加者を増やすには、市民や各種団体に自治基本条例が出来たら市民生活や団体活動に、どのような影響があるのかを説明し理解してもらう必要がある。 勉強会の参加者が、個人的にかかわりのある団体などにパンフレットや冊子を持って自らPRしていくことも必要である。 自治基本条例には、「どのように最高規範性を持たせるか」や「住民投票には何歳の市民(住民)から参加させるか」などの課題がある。越谷市の将来に係る条例であり、場合によっては未成年に参加してもらう規定を定める可能性もあることから、勉強会や審議会には、特に若者に参加してもらう必要がある。 条文をつくるだけでなく、条文に沿った方法でいろいろな取り組みがされるように、個別条例をつくるなどの対策を講じなければならない。
4	案の段階だが、審議会のメンバーは30名程度になる予定である。そのメンバーだけで多くの市民を巻き込んだ【PI】を実施するのは難しい。勉強会の幹事が中心となって、【PI】を実施する分科会みたいなものをつくり、審議会委員と勉強会の参加者が協力していく方法も考えられる。 ※ パブリックインボルブメント【PI】とは・・・Public Involvement(市民、民衆、公衆を巻き込む、熱中させる、含む)狭い意味の地元住民だけでなく、広い概念の公衆が(計画やプロジェクトの)策定・決定段階から参画する。【参考－市民がつくったまちの憲法～大和市自治基本条例ができるまで～】
5	越谷市内には、文教大学や県立大学など大学があるので、市の全面的なバックアップのもと、学生に働きかけて参加してもらうとよい。
6	文教大学には、大学のあるまち(コミュニティ)について調べているグループがある。一般の学生に参加してもらうのもいいが、コミュニティに興味がある学生に参加してもらうほうがよい。 自治基本条例は、多くの市民を巻き込んで制定していくべきとの趣旨からすると各種団体や自治会などと連携し、多くの意見を吸い上げることは必要である。
7	各種団体や自治会に協力を求めると、代表が自ら参加してくるケースが多い。自治基本条例は、越谷市の将来に関わるものであるから、代表だけではなく、できるだけ若い方の参加を呼びかけることも必要である。
8	参加者が身近な人に参加を呼びかけ、勉強会に参加してもらう。現時点で自分たちができることを、しっかりやるのが大事である。 審議会が設置されたあと、多くの市民を巻き込むには各種団体や自治会の協力が必要になる。自治基本条例の重要性や多くの市民を巻き込んで制定していく必要性を理解してもらうよう、しっかりPRをしていかなければいけない。
9	市が行っている自治基本条例や勉強会についての宣伝が不十分。自治会のネットワークを生かして、定期的に回覧などでしっかり宣伝するべきである。 自治基本条例ができたなら市民にどんな影響が出るのか、具体的なイメージを市民に伝えれば市民の参加は増えると思う。
10	第4回勉強会で実施した事務局ガイダンス「越谷市(政)の現状について」では、まちづくりの基本となる「総合振興計画」や「人口に関する今後の見通し」、「財政状況」について説明を受けた。特に財政状況については、非常に勉強になった。市民に対して、正確な情報をしっかり伝えることは必要である。
11	自治基本条例の中身は抽象的な表現になると思うが、現実的な取り組みについては、個別の条例で規定することになる。それらの規定によって、市民には「制約」が生まれることを、若い人を含め全世代の市民に理解してもらうよう徹底して説明するよう努力していかなければならない。説明が不足すれば、自治基本条例を一部の市民で制定したとの批判を受けることになり、自治基本条例を制定した意味がなくなってしまう。
12	何人、何百人、何万人の市民を参加させるのか、その具体的な数値目標をたてる。その目標を達成する戦略を練るための「戦略本部」を設置し、具体策を講じ実行する。その実行の仕方によって、審議会委員や勉強会参加者、行政の自治基本条例制定にかける“本気度”が伝わり、市民の共感が得られるのではないか。